

大野町外国語指導助手派遣事業 公募型プロポーザル方式実施要領

大野町教育委員会では、生きた英語や外国の文化に大いにふれさせることで、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上と豊かな国際感覚を養うことを目的に、外国語活動・外国語教育を補助する「外国語指導助手（Assistant language Teacher 以下「ALT」という。）」を、大野町立小・中学校に派遣する。その際、確かな指導力と豊かな人間性を備えた優秀なALTを派遣することによって、より質の高い外国語教育を実施することができるよう、ALTを派遣する事業者（派遣元）（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定する。

この要領は、事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、契約を行うために必要な事項を定めたものである。

1. 業務概要

（業務名）

大野町外国語指導助手派遣事業

（業務内容）

別紙「大野町外国語指導助手派遣事業仕様書」による。

（履行期間）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（予算上限額）

138,903千円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で契約するものとする。

（担当課）

〒501-0592

岐阜県揖斐郡大野町大字大野 80 番地

大野町教育委員会学校教育課

電話 0585-34-1111（内線 276）

2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次の要件すべてに該当するものに限る。

- ・令和6・7年度大野町入札参加有資格者名簿の講師・人材派遣業務に登録していること。
- ・平成23年度以降、国、地方公共団体においてALT派遣の受託実績を有すること

- ・過去5年以内に、地方公共団体が発注するALT派遣事業の受託実績が同一地方公共団体で継続して3年以上有するものであること。
- ・一般労働者派遣事業許可を受けていること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・落札決定の日までにおいて、大野町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成26年3月20日要領第1号）に基づく停止措置の期間中でないこと。
- ・会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・自社または自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。

3. 公募型プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルは原則、次の日程で行うものとする。

令和7年11月 4日（火）	プロポーザル実施の公表
令和7年11月12日（水）	質問書の受付締め切り
令和7年11月21日（金）	質問書の回答
令和7年12月 4日（木）	参加申込期限
令和7年12月11日（木）	提案資格確認結果の通知日
令和7年12月22日（月）	提案書提出期限
令和8年 1月中旬（予定）	審査委員会（ヒアリング及び評価）
令和8年 1月下旬（予定）	受託候補者選定結果の通知
令和8年 2月下旬（予定）	契約の締結

4. 質問の受付および回答

本プロポーザルに関する質問については、次の方法により受け付ける。

（質問受付期間）

令和7年11月4日（火）から令和7年11月12日（水）

午前9時から午後5時まで（休日を除く）

(提出方法)

質問書(第5号様式)に必要事項を記入し、電子メールに添付して提出すること。なお、電子メールの表題は「事業者名 プロポーザルに関する質問」とし、送信した旨の電話連絡を行うこと。

(提出先)

大野町教育委員会 学校教育課 kyoiku@town-ono.jp
電話：0585-34-1111 (内線 276)

(質問に対する回答)

令和7年11月21日(金)午後5時に町ホームページで公表する。

5. 参加申込等

本プロポーザルに参加を希望する事業者(以下「提案意向者」という。)は、提案資格審査のために下記期間中に以下の書類を1部提出すること。

(参加申込期間)

令和7年11月21日(金)から令和7年12月4日(木)
午前9時～午後5時まで(休日を除く)

(提出書類)

- ・プロポーザル提案意向申請書(第1号様式)
- ・受託経歴一覧(第6号様式)
- ・会社概要(第7号様式)
- ・直近1年分の国税(納税証明書その3の3)及び地方税(法人住民税及び法人事業税)の納税証明書
(本社・本店分のみ提出。ただし、支社・支店が提出する場合は、支社・支店分を含む。)※提出日前3か月以内のものに限る
- ・労働者派遣事業許可証(写し)
- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は全部事項証明書)
- ・定款

(提出先及び提出方法)

担当課に持参すること。

※参加申込期間に提出されない場合は受け付けない。

(提案資格の確認及び結果の通知)

提出書類により、提案資格の審査を行い、提案意向者全員に対し結果(第4号様式)を通知する。また、必要に応じて警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。

※プロポーザル提案資格確認結果通知日：令和7年12月11日(木)

6. 提案書の提出等

本プロポーザルの提案資格確認結果後、事業内容を提案する事業者（以下「提案者」という。）は、事業提案内容を説明する次の書類（以下「提案書等」という。）を紙媒体にて10部（正本1部・副本9部）提出すること。

なお、提案書等はA4サイズ（A3折り込み可）とすること。

（提出書類）

- ・ 提案書（第3号様式）
- ・ 提案資料

※提案資料は次の項目に整理し、図示する等して簡潔にまとめること。

- ①ALTの採用状況に関する提案資料
- ②業務実績に関する提案資料
- ③ALTへの研修及び指導に関する提案資料
- ④勤務学校や教育委員会との連携に関する提案資料
- ⑤本町の英語教育との適合に関する提案資料
- ⑥ALTへのサポート
- ⑦見積金額

（受付期間）

令和7年12月12日（金）～12月22日（月）

午前9時～午後5時まで（休日を除く）

（提出先及び提出方法）

担当課に持参すること。

※提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。

7. 提案書等の提出における注意事項

- ・ 提案書等やプレゼンテーションで使用する資料に業者名、ロゴマークその他提案者名を識別可能な表示をしないこと。
- ・ プロポーザル提案意向申請書の提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに任意様式で「辞退届」を提出すること。
- ・ 提案者は提案書等の提出をもって、実施要領及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。
- ・ 見積書については、予算上限額の範囲内とし、超過した場合は失格とする。

8. プロポーザルの審査

プロポーザルの審査は、大野町外国語指導助手派遣事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

（審査委員会の日程）

令和8年1月中旬（予定）

（審査委員会の場所）

大野町役場 2階 公室（予定）

（プレゼンテーション及び質疑応答）

審査委員会は、提案者による提案内容の説明（以下「プレゼンテーション」という。）と審査委員会によるヒアリング審査（以下「ヒアリング審査」という。）を行う。

- ・審査委員会に参加する提案者は2名以内とする。
- ・プレゼンテーションは20分以内とする。
- ・プレゼンテーション後、ヒアリング審査の質疑応答の時間を10分間設ける。
- ・プレゼンテーションは提案意向申請書の受付順に行う。
- ・提案者が多数となった場合は、プレゼンテーション又は質疑の時間短縮、もしくは質疑応答のみで評価を行う場合もある。
- ・プレゼンテーションに必要な資機材は各自で準備すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、電源ドラム、HDMIケーブルは町で準備する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリング審査の内容は、町がICレコーダー等で記録するものとし、記録内容については、非公開とする。

【審査委員会の時間の流れ】

各提案者の審査・・・50分間

（入室・準備等	10分）
（プレゼンテーション	20分）
（ヒアリング審査	10分）
（退室・片付け等	5分）
（採点	5分）

※提案者数に
応じて繰り返し

※審査員の休憩等は入室・準備等の10分間とする

9. 受託候補者を特定するための評価基準・方法

①評価基準

評価項目		評価事項	評価点
業務能力	ALT の採用状況	英語指導経験年数別人数と割合	10
	業務実績	過去5年間における同種又は類似業務の委託状況	10
業務実施体制	ALT への研修及び指導	・派遣前の事前研修 ・年間の研修計画 ・研修による授業内容の向上 ・業務状況の把握方法と指導内容	25
	勤務学校や教育委員会との連携	・授業内容の相談や調整 ・迅速な連絡体制の構築 ・欠勤、遅刻の対応	10
	本町の英語教育との適合	・本町の英語教育を踏まえた提案 ・海外同世代との英語交流の提案	25
管理体制	ALT へのサポート	・ALT の健康面等のサポート ・交通事故や病気、怪我への対応	10
価格	提案価格	138,903 千円（消費税及び地方消費税を含む）以内	10
合計			100

	採 点 基 準	評 価 点
A	大変優れた内容である	配点×1.0
B	優れた内容である	配点×0.8
C	平均的な内容である	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

※提案価格については、予算上限額における提案価格の価格帯（％）に応じて評価を行う。（計算方式・・・提案価格／予算上限額×100）

※小数点第2位を四捨五入

	採 点 基 準 【価 格 帯 (%)】	評 価 点
A	予算上限額における提案価格の価格帯が 88%未満	配点×1.0
B	予算上限額における提案価格の価格帯が 88%以上～91%未満	配点×0.8
C	予算上限額における提案価格の価格帯が 91%以上～94%未満	配点×0.6
D	予算上限額における提案価格の価格帯が 94%以上～97%未満	配点×0.4
E	予算上限額における提案価格の価格帯が 97%以上～100%以内	配点×0.2

②選定方法

- ・審査委員会において、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案内容等を評価・採点し、審議のうえ選定する。
- ・審査委員は、企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに、提案の評価を5段階（A～E）で行い、事務局が各審査委員の評価点を合計する。なお、審査委員の評価点は1人あたり100点満点とし、評価満点を600点満点とする。
- ・各審査委員の評価点の総合計（総合点）が、最高点の者を受託候補者とする。なお、最高点が複数となった場合は、くじ引きにより受託候補者を決定する。
- ・総合点が、評価満点の60%以上であることを最低基準とする。
- ・各提案者に対し、審査の結果を文書（第4号様式）により通知する。
- ・審査結果は、後日、町ホームページで公表する。
- ・ホームページでの公表内容は、受託候補者について、事業者名および総合点を公表する。次点候補者として特定、もしくは特定外となった提案者については、事業者名は公表せず、総合点のみを公表する。
- ・審査は非公開で行い、審査の経過及び評価点数等に関する問い合わせには応じない。また、異議申立ても一切認めないものとする。
- ・使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- ・契約書作成の要否
要

③注意事項

選定した受託候補者が、契約締結までに提案資格を満たさないことを認めたとき、又は契約交渉が不調となったときは、次の順位の者と契約交渉をする場合がある。

10. 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は無効となる場合があるので留意すること。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・著しく信義に反する行為を起こした場合
- ・会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ・審査委員会と不正な接触をするなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
- ・その他要領に違反した場合

11. その他

- ・プロポーザルに参加する一切の経費は、提案意向者の負担とする。
- ・プロポーザルで使用した提出書類は返却しない。
- ・提出書類は、評価に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、受託候補者を選定する以外の目的に使用しない。
- ・提出後の記載内容の追加、修正は認めない。
- ・業務の実施に当たっては、仕様書及び提案書に記載された内容に基づき行うこと。ただし、仕様書及び提案書において業務内容の変更等を行う際には、町及び受託者が協議し、実施するものとする。
- ・業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
- ・本プロポーザルに関わる事前説明会は開催しない。